

遺跡公園における活用実態と活用モデルの構築に関する研究

—東京都を事例として—

法政大学大学院政策創造研究科 研究生 櫻井佳奈子

法政大学大学院政策創造研究科 教授 上山 肇

要旨

本研究は、東京都を対象として、考古学的な情報や設備の更新の時期を迎えている遺跡公園を、どのような視点や技術でリニューアルし、遺跡を学ぶ人だけでなく多様な人々に利用され続ける公園となるか、その活用モデルを提示することを目的とする。

研究の方法は、遺跡公園を持つ東京都内の自治体の、文化財担当部署を対象にアンケート調査を実施し、そこで得た知見や踏査結果から考察を行った。

アンケート結果から、1) 遺跡公園における遺跡の重要

性、2) 遺跡公園の管理体制と今後の計画、3) 遺跡公園における情報発信、4) 遺跡公園における地域協力、5) 遺跡公園が直面する課題、が明らかとなった。

そして、遺跡公園で遺跡をさらに活用するためのモデルとして、植生復元モデル、ARモデル、ユニークベニューモデル、回遊性モデルの4つを提示した。

キーワード：遺跡公園、活用モデル、類型化、文化財、東京都

Research on the construction of a utilization model of archaeological park

—A case study of Tokyo—

Hosei Graduate School of Regional Policy Design, Research Student
SAKURAI Kanako

Hosei Graduate School of Regional Policy Design, Prof.
KAMIYAMA Hajime

Abstract

There are outdated and old archaeological parks in Tokyo. These parks need to be renovated to continue to be used by a wide variety of people.

This study is intended to show a utilization model of archaeological parks in Tokyo.

The research procedure was to conduct a questionnaire survey targeting local governments in Tokyo that have archaeological parks, and to have informative discussions based on the findings obtained from the survey and fieldwork.

This research revealed the following:

1) Importance of remains in archaeological park, 2) Archaeological Park management system and future plan, 3) Transmission of information in archaeological parks, 4) Regional cooperation in archaeological parks, 5) Issues faced by archaeological parks were clarified.

I then presented four models for utilizing remains, Vegetation restoration model, AR model, Unique venue model, and Migratory model.

Keywords: Archaeological park, Utilization model, Typology, Cultural property, Tokyo

1 背景と目的

遺跡とは「過去に人間の関わったあらゆる痕跡」¹⁾ のことであり、日本全国には47万2071地点存在している(2021年現在)²⁾。本研究で主に取り上げる発掘調査で発見された遺跡は、その多くが建築工事の掘削で消滅している。

しかし、遺跡が公園化されることで、本来消滅してしまう遺跡(本物)の保存が可能となり、都市では公共空間として維持される。

都市公園の分類において「歴史公園」とは、「遺跡、庭園、建築物等の文化的遺産の存する土地若しくはその復元、展示等に適した土地又は歴史的意義を有する土地を選択して配置する」公園と定義されており³⁾、遺跡を含むやや広い概念といえる。

そこで、本研究で取り上げる遺跡公園は「都市公園法や文化財保護法に基づき、都区市が管理する公園で、名称に遺跡・史跡、遺跡の固有名称(住居跡・国分寺跡等)が付く公園」と定義する。遺跡公園は、遺跡としての存在と公園としての存在の両方が含まれていることから、文化財関連の文化財保護法と、公園整備関連の都市公園法を基本とした施策がとられている。

日本全国には大小様々な遺跡公園が点在するが、先述の定義にもとづく遺跡公園は、東京都において19の自治体に32か所所在している⁴⁾。それらは開園から20年から50年を経て、設置する復元住居が表現する考古学的内容が未更新の状態だったり、復元された敷石住居遺構の表面が経年劣化で剥離していたりというような状況が、現地の踏査で確認されている⁵⁾。

こうした状態にある遺跡公園について、管理する所管の自治体を対象とした遺跡公園の実態と課題を探るためのアンケート調査を昨年度(2023年度)に実施した。そこで本稿はその結果に基づき、東京都における遺跡公園の活用を類型化し、抱える課題を解決しながら利用推進

に資するための活用モデルを提示することを目的とする。

2 先行研究と本研究の意義

発掘調査で発見された遺構や遺物を対象とする考古学での先行研究は数多く存在し、古くは明治・大正時代に遡るが、遺跡公園を対象とする先行研究は、少なくとも1960年代から認められる⁶⁾。2000年代には、保存された遺跡の活用研究を主目的とする日本遺跡学会が設立するなど⁷⁾、遺跡活用の重要性が浸透してきた。

遺跡公園に関連する先行研究には、遺跡の公園化、都市の遺跡公園、遺構・建造物・空間の復元、公園と地域連携、住民・利用者の意識調査、デジタル情報の活用という内容が認められる。

都市の遺跡を対象とした研究には福岡近郊を取り上げたものがある。平岡らは、遺跡が持つ2つの現代的な価値として「歴史遺産としての考古学的価値」と「オープンスペース等の都市的価値」を挙げ、福岡近郊の7公園を対象とした利用者調査とアンケート調査の結果から、歴史を学ぶ場ではなく都市公園としての環境に関心がある傾向を捉えた⁸⁾。

東京都の事例として江口は、東京都府中市の武蔵府中熊野神社古墳の整備について、住宅地で古墳を整備し展示館を建設した際の様々な意見に対する方向付けや整備後の活用における市民参加の事例から、「東京の市街地にある遺跡を孤立させない工夫を最優先に、市民との」対話の重要性を指摘している⁹⁾。

水野・近江は、遺跡の種別と遺跡整備の内容との関係性を分析することで、整備の基本テーマが「遺跡が最も伝えたいメッセージ(遺跡の本質・特徴・史跡指定の理由等)とずれている」現状を指摘した¹⁰⁾。また、遺跡のある空間は日常的に利用される空間になることによって、遺跡の存在や本質が理解され、見学者と遺跡との距離が縮まることで活用の目的が達成される(遺跡が最も伝え



図1 東京都の遺跡公園がある自治体と遺跡公園の位置(著者作成)



写真1 都市にある遺跡公園(目黒区東山貝塚遺跡公園) 著者撮影

たいメッセージが伝わる)とする。

一方、渡邊は、遺跡保存整備における遺跡範囲、現状の保存、復元、利用者対応、土地利用制限に関連する「限界」について論じる中で、遺跡の理解を深めるには様々な方法があることから、遺構の立体的な復元は最小限に留め、博物館でのイヤホンガイドや遺構の仮想現実化に可能性があるとする¹¹⁾。

遺跡公園や遺跡を活用した地域連携の研究は、複数認められるが、亀田は東京都西東京市の下野谷遺跡での地域との係わりについて、遺跡まつりを通じた地域の商店会、市民団体、ボランティア、学生とのイベント運営、市民参加の研究活動、近接する多摩六都科学館との共催事業などの事例から、東京市部にある遺跡として観光等での経済活動とは結び付きにくい、地域の独自性を感じることで住民が地域の価値を認識する可能性について言及している¹²⁾。

中井は、岐阜県大垣市の国指定史跡・昼飯大塚古墳における史跡整備の基本計画策定時に実施したアンケート調査の結果から、史跡整備が文化財としての古墳保護の視点だけでなく、教育、緑のある環境、憩いの場という様々な視点の必要性を明らかとした¹³⁾。

以上のように、アンケート調査に基づく研究は少なく、都市にある遺跡公園の実態や、比較的面積の限られた遺跡公園の活用、さらには東京都に所在する遺跡公園についての論稿は確認されなかったことから、本研究の意義は大いにあると考える。

3 調査方法

3.1 アンケート調査の実施と報告書の配布

(1) 文化財関連法の動向と調査対象者の選定

文化財保護法の一部改正と「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」(以下、地方教育行政法とする)の一部改正が、2019年4月1日付で施行された。

文化庁の趣旨説明では、「文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりで、その継承に取り込んでいくことが必要」とし、今回の改正では文化財の計画的な保存・活用を推進する施策が盛り込まれた¹⁴⁾。

また、地方教育行政法ではこれまで、地方公共団体での文化財事務の所管は教育委員会とされてきたが、今回の改正で、条例により地方公共団体の長が担当できると変更された。

これにより、本アンケート調査の対象は、主に教育委員会所属の文化財担当部署が主であるが、一部は区長部局所属の文化財担当部局となっている。

(2) アンケート調査の実施

目的：遺跡公園の遺跡・公園の面での実態を把握し、

自治体が考えている課題を捉えることを目的とする。

調査した自治体：32か所の遺跡公園を持つ19の自治体の文化財担当部署

実施時期：2023年7月1日～31日

(1自治体は8月中旬受取り)

調査方法：事前の電話連絡により、郵送又はメールを選択してもらい、希望の方法でアンケートを送付。

回答数(回答率：約78%)：25か所の遺跡公園を持つ13か所の自治体(設問によっては未回答1のため24か所。)

(3) 郵送・メールにて報告書を配布(2024年3月)

3.2 調査内容

前述した背景と目的をもとに、図2の依頼文を添付してアンケート調査を実施した。アンケート調査の概要は以下のとおりである。

(1) 遺跡公園での遺跡の重要度について

遺跡公園の目的、開園時に重視・配慮した視点、これまでの改修・整備の内容、文化財設備の充分度、遺跡関連のイベント、遺跡関連以外のイベント、遺跡を学ぶ目的の達成度。

(2) 遺跡公園の管理体制、今後の予定について

遺跡公園の維持・管理、ルールの有無と内容、文化財管理の認識、開園・現在の財源、現在の財源の充分度、今後の改修・整備の予定、新設の意思。

(3) 遺跡公園の情報発信について

情報発信の媒体及び充分度、今後の情報発信の予定。

——市 文化財担当部署 御中

2023年7月1日

法政大学大学院 政策創造研究科
教授 上山 肇

「東京都における遺跡公園の活用と課題」に関する
アンケート調査について(依頼)

貴自治体におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。
法政大学では2008年より「政策づくり・地域づくり・産業創出を担う地域イノベーションのリーダーを養成する」ことを目的に政策創造研究科を設置いたしました。
この度、本研究科の上山研究室(都市空間・まちづくりプログラム)におきまして、「東京都における遺跡公園の活用と課題」について、調査をさせていただくことになりました。
ご担当部署様におかれましては、大変お忙しい中、誠に恐縮ですが、添付しておりますアンケート調査にご協力くださいますようお願い申し上げます。
なお、調査結果につきましては、とりまどの後に、後日ご報告させていただきますと考えております。
記

1. 調査期間
2023年7月1日～2023年7月31日 ※2023年4月1日現在の情報にてお願いいたします。

2. 調査方法
添付データ回答用紙にご入力後、上山研究室(担当 櫻井)宛にメールにてご返信ください。
送付先: [redacted]@stu.hosei.ac.jp
《回答の締切日》 2023年7月31日

3. アンケート結果の取り扱い
アンケート結果は集計して取りまとめ、ご協力いただいた自治体には後日報告させていただきます。

法政大学大学院 政策創造研究科 上山研究室
〒102-0073 東京都千代田区九段下 3-3-9

【アンケートに関する問い合わせ先】
担当：大学院生(修士課程2年) 櫻井 佳奈子 TEL: [redacted]
E-mail: [redacted]@stu.hosei.ac.jp

図2 アンケート調査依頼文

(4) 遺跡公園での地域連携について

開園・整備又はイベントにおける住民意見の聞き取りの内容。

(5) 遺跡公園が抱える課題について

活用の積極度、遺跡公園の管理・運営、地域連携等での課題。

4 調査結果

4.1 遺跡公園での遺跡の重要度

遺跡公園の本来の目的は、遺跡を保護し、遺跡を学ぶことであると考えている。

遺跡公園を持つ多くの自治体は、本来の目的である「遺跡を保護している公園」「遺跡を学ぶための公園」と認識しているが、これと同等に「都市のなかで貴重な緑を有する公園」という緑の環境という認識が強い結果となった(図3)。



図3 遺跡公園の目的 (著者作成)

また「様々な年代の人が集う公園」という多様性の視点や、少数意見ではあるが「まちのシンボルとなる公園、心を豊かにする公園」(西東京市下野谷遺跡公園) というような「地域との結び付き」「ウェルビーイング」を目指す認識も見られた。

遺跡公園とはいえ、遺跡を保護し学ぶ目的だけではなく、緑の環境や多様な人の利用、地域のシンボル等の多様な目的を持つとの認識があり、これらの目的・用途に配慮しながらの管理、維持をしている状況といえる。

こうした多様な視点は、当然、遺跡公園を開園や整備する時点ですでに意識されている(図4)。



図4 開園・整備時に重視・配慮した視点 (著者作成)

得られた具体的な視点として「都市インフラとしての性格の方が強く、戦後の流れの中で運動施設化した経緯がある」千代田区外濠公園や「住宅地の立地から防犯など安全面に考慮し、常に変化のある成長する史跡をめざ

し、市民が主体的に活動できる場をめざす」西東京市下野谷遺跡公園の事例からは、各遺跡公園の歴史的な経緯や周辺環境に配慮しながら、遺跡公園が個別に活用方針を考えていく必要性があるといえる。

とはいえ、多様な目的に配慮しているために、遺跡に係わる「復元住居や案内板等に、考古学の最新の研究成果を盛り込む」や「復元住居や復元遺構等の構造物を、維持・管理しやすい素材で作る」との意識が全体的には少なく、遺跡公園としての本来の目的は達成されていない。

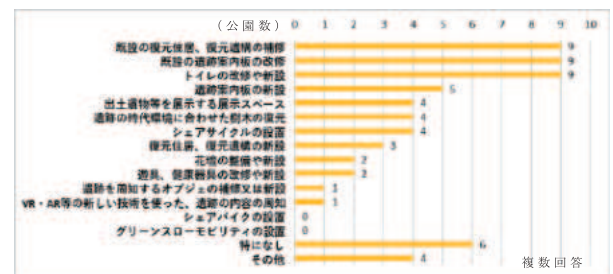


図5 これまでの改修・整備 (著者作成)

これまでの改修・整備は、「既設の復元住居・復元遺構の補修」「既設の遺跡案内板の改修」という遺跡の設備の維持と「トイレの改修や新設」という公園設備関連が多い結果が出た(図5)。その他、老朽化したフェンスなどの施設の補修(世田谷区稲荷塚古墳緑地)、駐車場の整備(八王子市片倉城跡公園)が実施されており、公園内にある既設の設備整備が中心となっている。

近年新設した2件(狛江市亀塚古墳公園・土屋塚古墳公園)が含まれるものの「特になし」という回答が多く、「シェアバイクの設置」「グリーンスローモビリティの設置」という比較的新しい取り組みは回答なしという結果からは、遺跡公園を開園したものの、魅力を付加していく取り組みには消極的な姿勢が読み取れる。

そして、各自治体が整備した遺跡公園にある文化財の設備に対する充分度は、「標準的」が16か所と多いが、「不充分」が4か所、「やや不充分」が3か所というように回答がやや分かれた。このことから、多くの自治体が既設の設備で過不足ないと考えているが、一部の自治体は既設の設備に課題があると捉えている。

ここまですが遺跡公園のハード面である。次はソフト面として、遺跡公園での空間利用である。

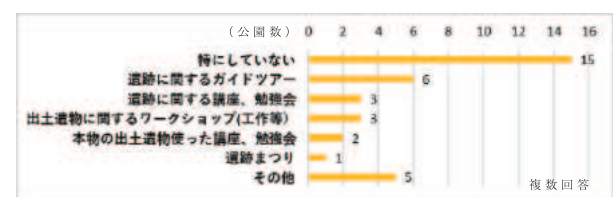


図6 遺跡関連のイベント (著者作成)

遺跡に関連したイベントは「特にしていない」が最も多く（15か所）、遺跡公園にも関わらず遺跡関連のイベントを実施していない公園が多い結果となった（図6）。

遺跡関連では「遺跡に関するガイドツアー」がやや実施されているものの（6か所）、「遺跡に関する講座、勉強会」、「出土遺物に関するワークショップ（工作等）」、「本物の出土遺物を使った講座、勉強会」、「遺跡まつり」はあまり実施されていない。

具体例では、「遺跡に関する講座、勉強会」として多摩市遺跡庭園縄文の村での遺跡庭園解説会や「遺跡まつり」として西東京市下野谷遺跡公園での「縄文の森秋まつり」が挙げられる。

その他には、「区内文化財めぐり（区民を対象とした区内文化財探訪）の東山地域での開催時に、現地において遺跡の説明会を実施」（目黒区東山貝塚公園）、「市立小学6年生を対象とした校外学習」（国分寺市歴史公園）、「団体が独自に活動」（八王子市片倉城跡公園）、「遺跡公園に小規模な展示室を併設し、依頼に応じて市内小学校の歴史授業で遺跡について説明を実施」（東久留米市下里本邑遺跡公園）、「学校単位の見学会・特別授業、まちづくりワークショップ、縄文の植生実験」（西東京市下野谷遺跡公園）というように、多くの自治体で企画される文化財めぐり事業や、学校教育での利用の事例が確認された。

遺跡関連以外のイベントについても、遺跡関連イベントと同様に「特にしていない」が最も多い結果となった（図7）。

「樹木・草花・きのこ等の自然に関するもの」、「防災に関連するイベント」が確認できたが、「ヨガ、ピラティス」、「野球・サッカー等のボール競技」、「昆虫観察会等の生き物に関するもの」、「凧あげ等の伝統文化」は各1～2か所であった。「池のかいほり」「ラジオ体操」は回答なしで、「地域・自治会のお祭り」は事前のヒアリング調査ではこれらのイベントへの言及があったが、今回の調査では回答はなかった。

遺跡公園として遺跡を学ぶという根源的な目的の達成度については、標準的との認識が多く、達していないとの認識が一定数ある。

こうした状況は、遺跡公園には多様な目的が認識され

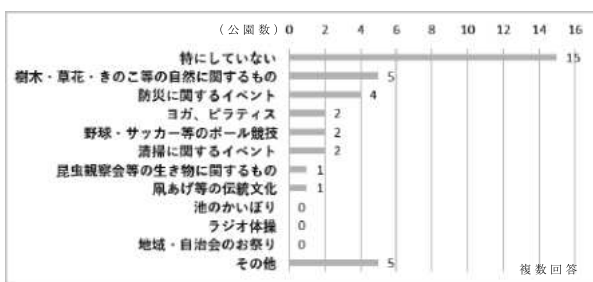


図7 遺跡関連以外のイベント (著者作成)

ているとはいえ、本来の遺跡を学ぶ目的を積極的に進めていくような姿勢が薄い状況といえる。遺跡をより重要視するような活動が必要と考える。

4.2 遺跡公園の管理体制・今後の予定

遺跡公園の管理体制について「管理が別」が13か所、「管理が同じ」が10か所というように、公園と文化財の管理担当部署が異なる自治体が若干多い傾向が確認できた（図8）。

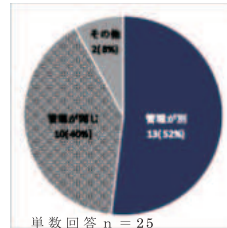


図8 遺跡公園の維持・管理 (著者作成)

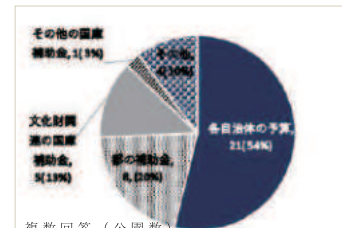


図9 開園・現在の財源 (著者作成)

その他の管理体制としては、多摩市遺跡庭園縄文の村は「指定管理に基づく一括委託」、西東京市下野谷遺跡公園は「所管に関しては、一部（当初の「公園用地」）は公園担当部署。管理はその部分を含み、すべて文化財担当課」という体制も確認された。

表1 基本計画等の詳細 (著者作成)

基本計画・マスタープラン
千代田区外濠公園（史跡江戸城外堀跡保存管理計画、千代田区都市計画マスタープラン、千代田区景観まちづくり計画、千代田区緑の基本計画、千代田区公園・児童遊園等整備基本方針）／狛江市全公園（狛江市公園・緑地の配置方針）／武蔵村山市三本榎史跡公園（みどりの基本計画）

表2 法・条例の詳細 (著者作成)

都市計画法
世田谷区稲荷塚古墳緑地／世田谷区狐塚古墳緑地
都市公園法・自治体の公園条例
世田谷区稲荷塚古墳緑地／世田谷区世田谷城址公園／国分寺市歴史公園／町田市金井遺跡緑地／武蔵村山市三本榎史跡公園／八王子市片倉城跡公園・中田遺跡公園・梶田遺跡公園／府中市武蔵台遺跡公園／府中市武蔵府中熊野神社古墳公園／西東京市下野谷遺跡公園
文化財保護法・自治体の文化財保護条例
国分寺市歴史公園（文化財展示施設条例）／町田市高ヶ坂遺跡公園／八王子市中田遺跡公園・梶田遺跡公園／東久留米市下里本邑遺跡公園・小山台遺跡公園／府中市武蔵府中熊野神社古墳公園

また遺跡公園は、史跡管理計画、都市計画マスタープラン、景観まちづくり計画、緑の基本計画のような地域の計画上に位置づけられ（表1）、都市計画法、都市公園法、自治体の公園条例、文化財保護法、自治体の文化財保護条例により維持、管理がなされていることが明らかとなった（表2）。

こうした体制下での文化財管理の充分度については、各自治体は標準的であるという認識が多い結果が出た。この結果は、この質問内容が他の自治体との比較が難しく文化財担当者の主観によるところが大きいとはいえ、現状維持に留まる自治体が多いことを示しているといえる。

開園時や現在の財源については、各自治体の予算が最も多く、各自治体の予算と併用して、都の補助金や国庫補助金等の使用も確認された（図9）。また、「整備後の寄付」、「民間事業者の費用」、「都営団地の公園整備費」「合併整理費」「ガバメントクラウドファンディングの活用」というような様々な財源や敷地の獲得経緯が明らかとなり、各公園により状況が異なる実態が確認された。

こうした財源における充分度については、「標準的」の認識の自治体が多く、「不十分」や「やや不十分」の認識がやや見られたことから、全体としては、現状の状態におおむね満足している公園とやや不十分と認識された公園とに分かれた。



図10 今後の改修・整備（著者作成）

今後の改修・整備の予定については、考えていない公園が最も多い（図10）。今後の予定がある公園は、遺跡に関連した「既設の復元住居・復元遺構の補修」、「既設の遺跡案内板の改修」という既設の構造物の補修・改修であった。また「復元住居・復元遺構の新設」や「遺跡案内板の新設」という、新たな構造物の設置を検討している公園もあるものの、「AR技術を使った遺跡の内容の周知」、「シェアサイクルの設置」、「グリーンスローモビリティの設置」という新しい取り組みの回答はなかった。

今後の遺跡公園新設の意思については、「わからない」という回答が最も多かった。「わからない」とは、「今後

の予定は不明」、「文化財担当者の意思だけでは新設できない」というような内容であると推測される。千代田区外濠公園に関しては、「皇居、皇居外苑、北の丸公園など国」でのステークホルダーの多さや、「遺跡公園という位置づけがふさわしいのかどうか、現段階では判断できない」という具体的で率直な回答を得た。

4.3 遺跡公園の情報発信

遺跡公園に関連する情報発信の媒体は、「自治体のホームページ」が最も多い結果となった（図11）。遺跡公園や遺跡に係わる「専用のパンフレット」や「自治体の広報誌」などの紙媒体も利用されている状況が確認された。「Instagram」や「考古学関係のインターネットサイト」（一例：考古学のおやつ）は利用されていない。

その他には「文化財展示施設」、「出前授業でのPR」、「東京文化財ウィーク」「東京都教育委員会のホームページ」、「アプリ」という様々な媒体や機会での情報発信をしていることが確認できた。

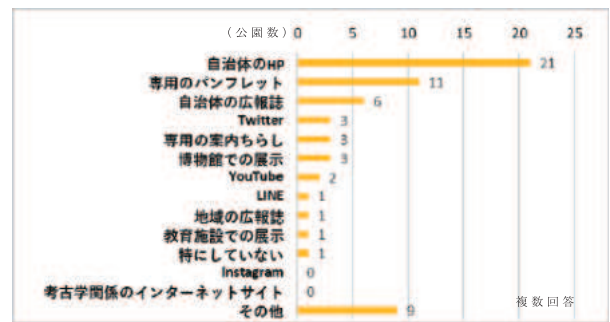


図11 情報発信の媒体（著者作成）

こうしたこれまでの情報発信の達成度は、「標準的である」という認識が最も多く、「やや不十分である」という認識が次に多い。「充分である」の回答はなく、「不十分である」(3か所)という回答も確認されていることから、全体的には情報発信は不十分と捉えている自治体が多いといえる。

今後の情報発信は、「自治体のホームページ」が最も多く、「専用のパンフレット」、「自治体の広報誌」、「Twitter」、「博物館での展示」を利用するとの回答が続いている（図12）。「地域の広報誌」、「専用の案内ちらし」、「教育施設での展示」、「YouTube」、「LINE」は少



図12 今後の情報発信（著者作成）

数であり、「Instagram」、「考古学関係のインターネットサイト」の利用予定はなかった。

このような回答の傾向は、これまでの情報発信での媒体の傾向と酷似しており、基本的には今後も現在利用している媒体による情報発信を継続していく姿勢が読み取れる。

4.4 地域との連携

開園時や現在の整備に関する住民意見の聞き取りについては、「審議会・委員会の開催」時が最も多い(図13)。「アンケート・パブリックコメント」、「ワークショップやまちづくり等の対話の場の開催」は少なく、「特に取り入れていない」公園も確認された。



図13 住民意見の聞き取り(開園・整備) 著者作成

その他の方法としては、「隣接住民」、「公園ボランティア」、「公園設計段階での住民説明会の実施」、「基本構想に組み込まれている」いうように、正式な場だけでなく、日常的な場において意見の聞き取りをしている自治体もあった。

一方、イベントに関する住民意見の聞き取りについては、「特に取り入れていない」公園が最も多い(図14)。「ワークショップやまちづくり等の対話の場の開催」、「審議会・委員会の開催」の回答はなかった。また、開発の経緯から意見を聞く機会がなかったとする公園や市民の自主性に任ずる形で自由に利用という公園もあった。



図14 住民意見の聞き取り(イベント) 著者作成

4.5 遺跡公園での課題

これまでの遺跡公園の活用に対する充分度は、「あまり積極的に実施していない」認識の公園が最も多く、「積極的に実施していない」という回答も多く確認されており、全体的には、積極的に実施していないという認識の自治体が多い。

遺跡公園に関する課題は、遺跡に関するものではなく「樹木や雑草の管理」という日常的な公園業務に対する回答数が多い結果となった(図15)。やはり、日々成長し秋には落葉する樹木の管理は、日々の課題と認識されている。

遺跡に関連した「復元住居、復元遺構の改修方法」や「遺跡案内板の改修方法」、考古学の「研究成果・内容の更新」を課題とする公園も見受けられた。踏査でも、開園から20～50年を経て、復元住居や復元遺構に経年劣化の状態が確認されたものや復元住居や復元遺構が表現している研究成果や内容が、最新の考古学的な知見と比較して古い内容となった状況が確認されている。

この他の課題では、「外周のり面の保護」、「財政的負担」「復元遺構や案内看板の劣化による計画的な補修」、「樹木の老朽化」、「害虫の発生」、「ペットのマナー」「スケートボードの使用」「安全管理・防犯対策」「周辺住民との関係」「ガイダンス施設が設置されていない」というような周辺環境、財政面、樹木や虫などの自然環境、利用者、安全対策、遺跡の周知に係わる様々な課題が確認された。



図15 遺跡公園の課題(著者作成)

4.6 自由記述の分析

遺跡公園のある8か所の自治体担当者から回答を得た自由記述について、KHコーダーソフトを使用した共起ネットワーク分析及びSCAT分析を実施した。

(1) 共起ネットワーク分析

共起ネットワーク分析によって得られた15の分類のなかで、固有名詞を除いた11の分類を、アンケート調査の項目である管理・運営、地域連携、文化財表示、課題等を念頭に関連付けると、以下のようにまとめることが出来る。

【遺跡公園の現状】

3：都立と市立が並立する現在の状況／4：史跡を管理する／5：横穴にある石室を処理する／6：東京都に多い縄文時代の指定／7：袋小路と高木の相性の悪さ／9：保存しながら展示する／11：古墳が住宅地にあるという環境

【遺跡の課題】 10：全体を理解する必要性

【遺跡公園の課題】

1：市民(住民)が求める活用／2：様々な議論の機会を含めて、考えることの必要性／8：発掘調査の成果の反映／11：周辺文化財と一体での活用効果、企画・イベントとの効果

各分類の集合体は、他の集合体と結びつくことなく、各集合体で独立している状況が見られることから、今回の自由記述は様々な現状や課題を記した内容の記述となっていることが分かる。

都市の公園が持つ用途の多様性、古墳公園の価値を高め続けていくために必要となる学術的な評価の更新、狭小な遺跡公園が活用されるのに必要な周辺文化財との一体的な活用や回遊性、目に見える形での遺構復元による文化財の価値や重要性の理解しやすさ、市民の文化財保護への理解の深まりが影響する、文化財担当部署による史跡保護推進への意欲というような、様々な意見や課題の記述が確認できた。

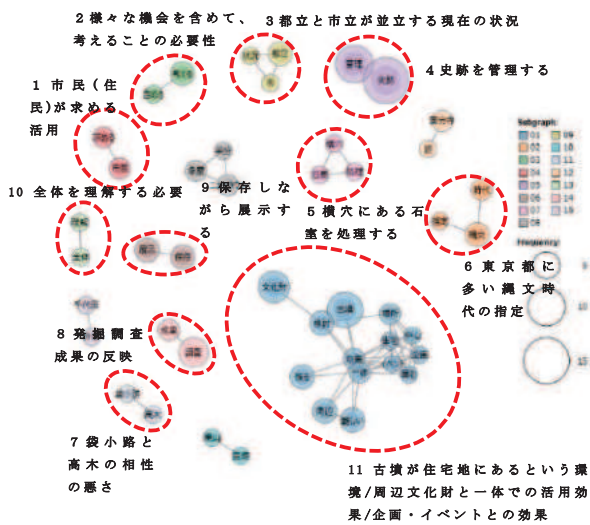


図 16 自由記述の共起ネットワーク図 (著者作成)

(2) SCAT 分析

アンケート調査の自由記述は、10 か所の遺跡公園に関する 8 名の発話者から得た。これらについて、SCAT 分析を実施し、そこから得た理論記述 (表 3) をまとめると以下のような内容である (理論記述に記載のある文言に下線)。

自治体の文化財担当職員は、遺跡公園を屋外展示施設としての遺跡公園であり、遺跡の価値を周知することを第一義的な目的とするのが遺跡公園と捉える一方で、都市の公園が持つ多様性を認識している。

様々な課題を認識しており、最も多い記述は遺跡や遺構に関連する課題である。

遺跡は屋外で発見されることから、屋外での実物展示に不可欠な設置後の定期的な状態観察と保存処置の必要性を感じ、当初は単独での発見であったものが、周辺での新たな遺跡発見という環境変化が影響する遺跡公園の活用や管理の姿勢を捉えた。また、海上や線路際等、発見場所を選ぶことの出来ない遺跡ならではの課題も存在している。

こうした環境にある遺跡の価値や重要性への理解を促すような遺跡の見える化や遺跡らしさ・地域らしさの追求の大切さを認識している。

また、遺跡は遺構という不動産と遺物という動産が発掘調査後に分離してしまうのが常だが、遺跡公園という場所とそこからの出土遺物の双方向からの活用による埋蔵文化財の価値の継承が必要と考えている。

都市化による課題では、宅地化され遺跡が消滅しがちな住宅地に囲まれた古墳公園の価値を高め続けていくために必要な、学術的な価値の更新を必要と捉え、都市化以後に発見されることにより生じる残存状態に左右される遺跡の価値の度合いを危惧している。

こうした都市にある狭小な遺跡公園は、周辺文化財との一体的な活用や回遊性の向上が有効と考えている。

その他には、地域との関係性である。都市の公園の多様性がもたらす、文化財保護を第一義的な目的とする遺跡公園における住民意識との摩擦に悩む一方で、新たなコミュニティ形成の場としての史跡やガイダンス施設の将来像を肯定的に捉えている。

様々な課題を抱える遺跡公園であるが、今ある遺跡公園を活かしていくために、遺跡の全体像を把握するために、異なる設置目的による遺跡公園の連携の必要性を感じ、史跡に関連したステークホルダーによる情報交換・共有の重要性を認識している。

今後は、特色のあるまちづくりのなかで位置づける史跡の個性が重要であり、開園後の市街地化や環境の変化を想定した整備計画の必要性を認識し、当初計画から保存・展示・公開の目的を持った遺跡の公園化が必要と考えている。

表 3 アンケート調査自由記述の SCAT 分析 (理論記述) 著者作成

理論記述	<p>屋外展示施設としての遺跡公園であり、<u>遺跡の価値を周知することを第一義的な目的とするのが遺跡公園</u>／都市の公園の多様性がもたらす、文化財保護を第一義的な目的とする遺跡公園における住民意識との摩擦／屋外での実物展示に不可欠な設置後の定期的な状態観察と保存処置の必要性／住宅地に囲まれた古墳公園の価値を高め続けていくために必要な、学術的な評価の更新／都市の公園が持つ多様性／遺跡発見後の都市化に伴う立地や環境に左右される公園の安全性／都市化以後に発見されることにより生じる残存状態に左右される遺跡の価値の度合い／周辺での新たな遺跡発見という環境変化が影響する遺跡公園の活用や管理の姿勢／海上という特殊な環境、線路際と樹木の相性の悪さ、という発見場所を選ぶことの出来ない受け身の課題／開園後の市街地化や環境の変化を想定した整備計画の必要性／発掘調査終了後を越えた計画段階における遺跡の公園化計画の重要性／遺跡公園という場所とそこからの出土遺物の双方向からの活用による埋蔵文化財の価値の継承／遺跡の全体像を把握するために、異なる設置目的による遺跡公園の連携の必要性／住宅地に囲まれた狭小な遺跡公園が活用されるのに必要な、周辺文化財との一体的な活用や回遊性／異なる地権者や近接する住宅という都市的な問題を抱える狭小な遺跡公園が活用されるのに必要な、周辺文化財との一体的な活用や回遊性／当初計画から保存・展示・公開の目的を持った遺跡の公園化／遺跡の文化財としての価値や重要性への理解を促す、遺構復元による遺跡の見える化の大切さ／都市公園法からの離脱という史跡保護を第一義とするためのサンプルで究極の選択／新たなコミュニティ形成の場としての史跡やガイダンス施設の将来像／遺跡らしさ・地域らしさの追求の大切さ／特色のあるまちづくりのなかで位置づける史跡の個性／史跡に関連したステークホルダーによる情報交換・共有の重要性／文化財担当者として、史跡整備・管理・活用という正解のない問いに対して、より良い回答を模索する真摯な姿勢</p>
------	---

5 本研究から得られた知見

本研究では以下の4つの知見が得ることができた。

知見① 単独では活用ににくい狭小な遺跡公園は、周辺の文化財との一体的な活用や回遊性を高めることが期待されている。

実態調査から、東京都の遺跡公園は、5千㎡以上の広めの面積を持つ公園が複数存在するものの、やはり5千㎡未満の面積で、住宅地域に位置している遺跡公園が多く確認された。個々の遺跡公園は、公共交通機関を利用して比較的容易に訪れることができたが、複数の遺跡公園を巡るには、横への交通手段がなく、つながりが希薄であった。こうした状況のなかで、東京都のいくつかの遺跡公園では、近年、シェアサイクルのような回遊性を高めるような設備の設置が増えつつある。単独では活用ににくい狭小な遺跡公園は、周辺にある文化財や他の遺跡公園との回遊性を高めて一体的に活用することが期待されていることが分かった。

知見② 開園から20年～50年を経た、改修の時期を迎えた遺跡公園が多くあり、復元住居・復元遺構の改修方法や内容の更新を課題と捉えている。

実態調査から、東京都の遺跡公園は1970年から2015年にかけて、おおむね年間1～2か所のペースで開園してきた。このなかで、1970年以降の2000年代までに開園した遺跡公園においては、そこに設置している復元住居や復元遺構に、経年劣化の状態のものが確認された。そして、アンケート調査からは復元住居・復元遺構の改修方法や研究成果・内容の更新を課題とする回答が多く見られた。

知見③ 様々な遺跡コンテンツの表現手法のなかで、VRやARという新たな技術を導入した遺跡公園は少ない。

遺跡コンテンツの表現手法のなかでも、VR（仮想現実）やAR（拡張現実）の手法を用いて、その土地にあった遺構や遺跡を表現している遺跡公園は、東京都の遺跡公園では西東京市下野谷遺跡公園と港区台場公園の2か所に留まることが分かった。

知見④ 遺跡を通じた新たなコミュニティの場として期待されている。

東京という都市にある遺跡公園は、単に遺跡を保存したり周知したりする目的にとどまらず、緑のある憩いの場、スポーツ設備を併設、様々な年代層の利用者というような、多様な目的を持つ、多様性を内包した存在であることが明らかとなった。こうした背景がある遺跡公園が、史跡（遺跡）を通じた新たなコミュニティ形成の場

として期待しているという意見を確認した。

6 活用モデルの提示

アンケート調査結果等において得られた知見から、東京都にある遺跡公園の活用を推進するために、4種類の活用モデルを提示する。その詳細は、以下のとおりである。

6.1 植生復元型モデル

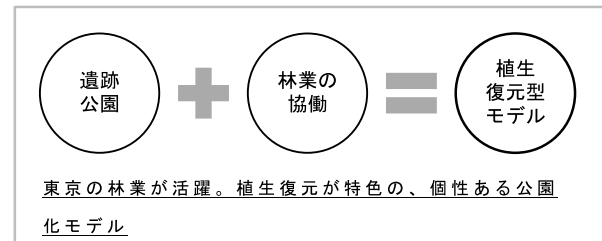


図17 植生復元型モデル（著者作成）

都市における遺跡公園は、遺跡を学ぶと共に貴重な緑を有する公園と認識されているが、遺跡の時代に合わせた植生の復元を行うことによって、通常の公園との差別化が図れると考える。しかし、樹木という生き物が要因の課題が生じる。

遺跡庭園縄文の村（多摩市）では、復元住居の周辺にトチノキ・クルミ・クリなどの樹木やゼンマイ・ワラビというような縄文時代にあったとされる植生の復元を行っているが、1987年の開園から30年以上を経て樹木が高木に成長し、さらに公園周辺の都市化が進むことによって、樹木管理が困難な状況になっている（アンケート調査自由記述より）。また口頭での聞き取りではあるが、管理に林業の手を借りているとも聞く。

こうした課題を解決するためには、東京の多摩地域の地場産業である林業を取り入れることが有効と考える。

東京都の東部は都市化された地域である一方、西部の多摩地域には森林が多く、東京都の森林全体の約7割が多摩地域が占める¹⁵⁾。

そこで東京都では、「森づくり推進プラン」を策定して、4つの基軸「森林循環を促進し公益的機能を高める森林整備」「生産性と収益性の高い森林経営」「多摩産材をはじめとする国産木材の需要拡大」「都民や企業等による森林利用の拡大」を掲げて、2021年度から10年計画で地場産業としての林業の振興を進めている¹⁶⁾。

4つの基軸のなかでも、「基軸3 多摩産材をはじめとする国産木材の需要拡大」では、「都市部において木育を体験できる施設を整備」するとしているが、新たな施設を整備するのではなく、植生復元を行っている（又は今後行う）遺跡公園を体験の場として利用することが可能

である。また、「基軸4 都民や企業等による森林利用の拡大」では「SDGsをめざす協働の森づくり」としてボランティア参加があげられているが、遺跡公園では花壇整備や一部のイベントでボランティア参加の事例があるが、植生復元を行う遺跡公園においてはボランティア参加を促進することが必要であり、有効である。

このような行政の動きだけでなく、若者を中心に設立された林業会社「東京チェーンソーズ」という新たな活動も見られる¹⁷⁾。

東京の地場産業である林業と協働しながら、遺跡の時代に即した植生復元が特色の個性ある遺跡公園を目指すモデルは、地場産業としての林業が担う場の一つとなると考える。

6.2 AR型モデル

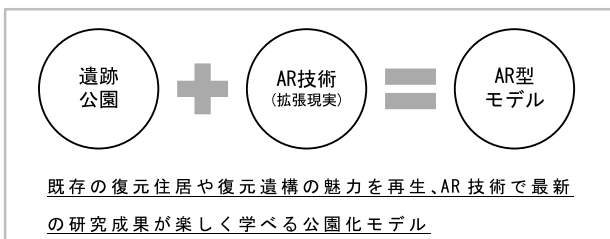


図18 AR型モデル (著者作成)

遺跡公園は、開園から20年から50年ほど経過したものが多くあり、そこに設置された復元住居や復元遺構に経年劣化したものが確認されている。とはいえ、遺跡公園整備に利用できる財源は、不十分又はやや不十分との認識を持つ自治体も多く確認されている。

こうした背景から、現在ある復元住居や復元遺構を補修し活かしながらも、そこにAR(拡張現実)技術というデジタルの新たな技術を組み合わせることで、遺跡を周知するという遺跡公園としての機能を維持しつつ魅力も高めていくことができると考える。

例えば、「敷石住居に縄文人の画像をAR技術で組み合わせる」、「遺構保存・展示施設で、別の施設で展示している古墳内部の副葬品や、現在は消滅してしまった古墳墳丘をAR技術で補う」、「住居の柱のみの展示に対して、全体形が分かるような画像を組み合わせる」、「平坦な公園の平場に住居のAR画像を組み合わせる」等の方法が考えられる。

VR・ARは、QRコードの読み取りによる「アプリ」の利用の事例があり(港区台場公園、西東京市下野谷遺跡公園)、こうしたアプリを周知することで、現地へ足を運ぶきっかけになり、幅広い年代の人々が楽しく学ぶ機会にもなる。

6.3 ユニークベニュー型モデル

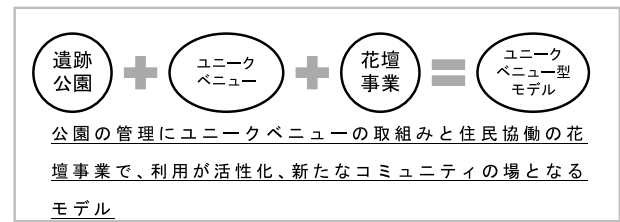


図19 ユニークベニュー型モデル (著者作成)

多様な用途に答えるためには、ユニークベニューの考え方が有効と考える。ユニークベニューとは、「特別感や地域特性を演出することを目的とする「歴史的建造物・神社仏閣・城跡・美術館・博物館などの独特な雰囲気を持つ会場で、会議・レセプション・イベント等を実施すること」である¹⁸⁾。野外での事例では、城跡・五稜郭で野外劇を開催(北海道函館市)、近代煉瓦建物でプロジェクトマップを開催(茨城県牛久市)、名護屋城跡並陣跡で野外レストラン(佐賀県唐津市)、鎮守の森で光のデジタルアートを開催(長崎県大村市)が挙げられる¹⁹⁾。

遺跡公園には復元住居や復元遺構、オブジェ等が設置されていることで通常の公園とは異なり歴史を感じられる空間であることから、この特徴を活かしながら、デジタルアートや野外劇等をそこで開催することによって、遺跡公園の活用の間口が広がり、多様な用途への要望にも応えることになり、結果として遺跡公園の利用者の増加や新たなコミュニティの場につながると考える。

また、遺跡公園での住民による花壇事業は八王子市中田遺跡公園や武蔵村山市三本榎史跡公園等で行われており、このような活動も加えることで、コミュニティの機会がさらに増えるであろう。

6.4 回遊型モデル

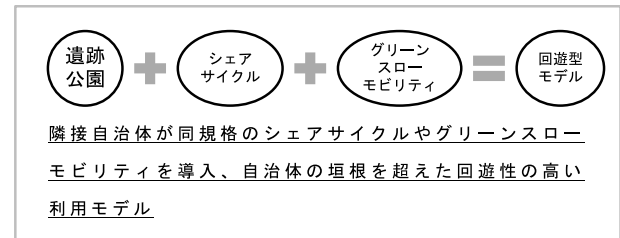


図20 回遊型モデル (著者作成)

遺跡公園の実態調査を実施した際、各遺跡公園は電車やバスのような公共交通機関を利用して容易に訪れることができる一方、別の遺跡公園への横の移動は毎回困難を極め、徒歩での移動を余儀なくされたり、一度鉄道の最寄り駅に引き返してから新たな目的地へと向かったりということの繰り返しであった。こうした状況を打開す

る方法が、シェアサイクルやグリーンスローモビリティと考える。

東京都の遺跡公園では、八王子市片倉城跡公園や八王子市栢田遺跡公園、国分寺市歴史公園、品川区大森貝塚遺跡庭園等の複数の遺跡公園で、すでにシェアサイクルの設置が確認されている。

八王子市では、2021年度から2024年度までの4年をかけて、「様々な自転車施策を展開し、中心市街地や観光地のにぎわいの創出に寄与するとともに、自転車を活用した環境にやさしいまちづくりを推進」し「観光利用や駅周辺での回遊性向上に資する、自転車の共同利用を促進する」ことを目標としたシェアサイクルの実証実験を市内全域で行っている²⁰⁾。2021年度の実績はサイクルポートが37基で、2024年度には200基設置を目指している。シェアサイクルのサイクルポートを公園内に設置する必要があるが、これは都市公園占用許可特例（都市再生特別措置法第46条12項）を利用し、許可を得て設置している。こうした市内におけるシェアサイクル推進の背景があり、八王子市内の遺跡公園では、片倉城跡公園や栢田遺跡公園の2か所で設置済みである。その他の遺跡公園でも、今後設置される可能性があるだろう。

また、グリーンスローモビリティは環境に優しい公共交通として近年注目されている。グリーンスローモビリティとは、「時速20km未満で公道を走ることができる電動車を活用した移動サービス」²²⁾であり、短距離での移動に威力を発揮する交通手段である。東京都内では、期間限定を含めて、豊島区、千代田区、港区、町田市、利島村での導入の事例がある²¹⁾。本研究での調査では、まだ遺跡公園での導入は確認されていないが、今後導入される可能性はある。

シェアサイクルやグリーンスローモビリティ導入の取り組みは、そのほとんどが自治体単位での導入に留まっているが、遺跡公園を持つ隣接する自治体が連携し、同様の規格で導入が図れれば、回遊性が向上して、遺跡公園の利用がより活性化すると考える。また、遺跡公園の周辺に位置する石碑・寺・神社等の地域の文化財の周知や連携を進めることにより、地域の様々な文化財を訪れる機会が増加するであろう。

こうした現地に足を運んで文化財に直接触れる機会は、人々のウェルビーイングに関連があることが、2022年に文化庁の実施した世論調査で明らかとなっている²³⁾。当世論調査では、「主観的幸福感」「主観的健康感」「ユーダイモニア（人生の意義・社会とのつながり）」「協調的幸福感」「畏怖畏敬的感情経験の希求」の各項目を調査している。その結果、「文化芸術鑑賞」や「文化芸術活動」は「ユーダイモニア」において、十分な統計的効果量が見られると結論づけられている。つまり、文化芸術に触れる

ことは、人が生きる上で生きがいを感じ、人とのつながりを感じるという面でも良い影響を与えているといえる。

7 今後の課題

東京都の遺跡公園を持つ自治体を対象とするアンケート調査の結果から、「1 遺跡公園での遺跡の重要度」、「2 遺跡公園の管理体制、今後の予定」、「3 遺跡公園の情報発信」、「4 遺跡公園での地域連携」、「5 遺跡公園が抱える課題」を明らかとした。

そして、アンケート調査の結果や踏査で得られた情報や知見を基に、遺跡公園の活用を推進するような4つの活用モデル「植生復元型モデル」「AR型モデル」「ユニークベニュー型モデル」「回遊型モデル」を提示した。

本稿の結びとしてモデル導入時の想定される課題をまとめておきたい。

「AR型モデル」では、VR・AR技術の導入に係る費用面での課題が挙げられる。VR・AR技術を導入するにはアプリの開発に初期費用が掛かり、その後の維持・管理にも継続的に費用負担が発生する。そのため、文化庁の「地域の特色ある埋蔵文化財活用事業」等や経済産業省の「先端コンテンツ技術による地域活性化促進事業費補助」、総務省「IoTサービス創出支援事業」のような様々な補助金を積極的に利用する必要がある²⁴⁾。

また、逆説的な意見ではあるが、現地に復元住居のような実際の構造物を設置することには、VR・AR技術という非現実的な表現にはない意味や良さがあることも考えられ、アンケート調査自由記述からも「遺跡の文化財としての価値や重要性への理解を促す、遺構復元による遺跡の見える化の大切さ」が捉えられている。遺跡の価値を表現するには、どのような表現手法が最適なのかは、各遺跡公園によって異なると思われる。

「ユニークベニュー型モデル」では、ユニークベニューのコーディネーターの必要性である。遺跡公園は、遺跡であり公園であるため、その利用は文化財保護法や都市公園法の法律に基づくことが必要であるが、ユニークベニューとしての利用には、イベントの種類によって様々な法令との調整が必要である。野外劇でのステージや客席の設置には火災予防条例や建築基準法、露天等の設置には火災予防条例、食品の提供には食品衛生法が挙げられる。文化財を保護しつつ効果的なイベントが企画できるようなコーディネーターの存在が必要である。

「回遊型モデル」では、隣接する自治体の積極的な連携の姿勢が重要となる。現在、内閣府では地域経済活性化策の一環として、地方自治体による広域連携を推進しているが、地方での事例は増加しているものの、都内ではまだこれからといえる。

注

- 1) 一般社団法人日本考古学協会「遺跡とは？」(2023.9.30 参照) <https://archaeology.jp/protection/iseki/>
- 2) 文化庁「周知の埋蔵文化財包蔵地（令和4年3月）」(2023.9.30 参照)
https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/pdf/93717701_02.pdf
- 3) 国土交通省（2006）『第5版 都市計画運用指針』 p.205
- 4) 櫻井佳奈子（2023）「東京都における遺跡公園の実態と今後のあり方に関する考察」『2022年度日本建築学会関東支部研究報告集Ⅱ』
日本建築学会
- 5) 前掲注4に同じ
- 6) 石井昭（1964）「遺跡博物館の現状と課題」『建築雑誌』、No.942、pp.436-437
- 7) 和田晴吾（2004）「遺跡学の射程」『遺跡学研究』第1号
- 8) 平岡公章ほか3名（1996）「保存遺跡の利用実態に見る遺跡活用の課題 歴史的環境の情報整備と都市計画的評価（その3）」『日本建築学会大会学術講演梗概集（近畿）』日本建築学会、pp.853-854
- 9) 江口桂（2014）「都市における遺跡の表現～東京都府中市の取組～」『遺跡学研究』第11号、pp.90-95、日本遺跡学会
- 10) 水野沙織、近江隆（2001）「遺跡整備における整備・活用テーマの成立構造」『日本建築学会大会学術講演梗概集（関東）』 pp.885-886、日本建築学会
- 11) 渡邊定夫（2006）「遺跡保存整備の限界」『遺跡学研究』第3号、pp.1-8、日本遺跡学会
- 12) 亀田直美（2022）「埋蔵文化財を地域コミュニティに活かす - 国史跡下野谷遺跡（西東京市）の歩み -」『月刊文化財』710号、pp.20-25、文化庁
- 13) 中井正幸（2005）「昼飯大塚古墳における史跡整備の取り組み」『遺跡学研究』第2号、pp.125-130、日本遺跡学会
- 14) 文化庁 HP（2024.11. 24 参照）「文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律等について」
<https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/1402097.html>
- 15) 東京都産業労働局（2023）『東京の森林・林業（令和4年版）』 p.2
- 16) 東京都産業労働局（2021）『森づくり推進プラン 概要版』
- 17) 東京チェーンソーズ（2024.5.6 参照）<https://tokyo-chainsaws.jp/>
- 18) 文化庁地域文化創生本部（2019）『特別な会場で特別な体験を！文化財を活用したユニークベニューハンドブック』 p.5
- 19) 前掲注18に同じ、pp.11-51
- 20) 東京都八王子市（2021）『都市再生整備計画 八王子市シェアサイクル推進地区』
- 21) 東京都都市整備局：東京の地域公共交通（2024.4.18 参照）
https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/bunyabetsu/kotsu_butsuryu/index.html
- 22) 国土交通省 HP: グリーンスローモビリティ走行実績一覧（2024.4.18 参照）
<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/environment/content/001631197.pdf>
- 23) 文化庁地域文化創生本部（2022）『文化に関する世論調査 - ウェルビーイングと文化芸術活動の関連 - 報告書』
- 24) 文化庁文化財部伝統文化課（2017）『文化財の観光活用に向けたVR等の制作・運用ガイドライン（平成29年度版）』 p.51

参考文献

- 総務省自治行政局市町村課「地方自治体による広域連携について」(2024.12.1 参照)
<https://www.5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/special/reform/wg6/20201029/pdf/shiryou2-1.pdf>